

富士北麓地域で太陽光発電設備の設置を計画している事業者の皆様へ

県では、富士北麓地域の世界文化遺産が所在する場所及びその周辺区域の自然環境を保全するため、山梨県自然環境保全条例を改正しました。

平成26年5月29日以降、新たに指定した富士山北麓世界遺産景観保全地区内において、大規模な太陽光発電設備（太陽電池モジュールの総面積1万平方メートル超）の建設等を行う場合は、県との協定の締結や届出が必要となりますので、計画がある場合は次により手続きを進めてください。

富士山北麓世界遺産景観保全地区 事務手続きについて

1. 根拠法令

山梨県自然環境保全条例（昭和46年山梨県条例第38号）

2. 届出・協定の対象

太陽電池モジュール総面積1万㎡を超える太陽光発電設備の新築、改築又は増築

*モジュールの面積は外形寸法とします。

*分割して設置する場合等でも、設置の時期や場所の近接により一連の事業と判断することがありますので、ご相談ください。

3. 太陽光発電設備の審査基準

世界遺産の普遍的価値を保持するための自然環境を保全するには、高い視点場からの眺望景観を保全することが必要であることから、太陽光発電設備及び附属設備（パワーコンディショナー、受変電設備、系統連系に係る設備、フェンス等）が重要な眺望及び囲繞景観に著しい影響を及ぼすものでないこと

*重要な眺望とは、主要な視点場からの眺望をいい、具体的には、次のとおりです。

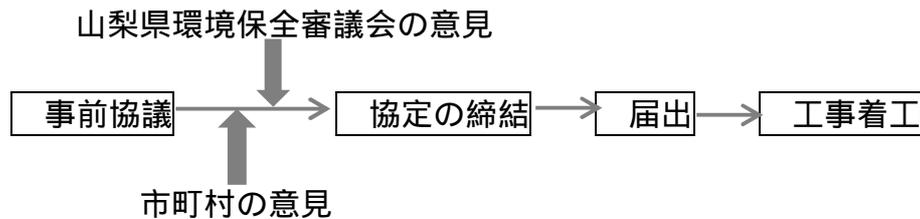
（1）中ノ倉峠、三ツ峠、御坂峠（鎌倉往還（御坂路）・御坂城）、天下茶屋及び太宰治文学碑周辺から富士山に対する眺望

（2）富士スバルライン五合目、吉田口登山道六合目及び御中道のうち最も適切な箇所から道志山系（石割山・杓子山）、御坂山系（三ツ峠・御坂峠・黒岳）、天子山系（中ノ倉峠・竜ヶ岳・雨ヶ岳）、富士北麓及び富士五湖に対する眺望

*審査基準に適合するかどうかは、設備の規模、配置及び色彩、行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況、実施する保全対策の内容等を総合的に勘案して判断するものとします。

4. 手続きの流れ

次ページのとおりとなります。まず、計画の内容等について資料を御提示いただき、事前協議に入っていただきます。



5 事前協議提出書類

(1) 世界遺産景観保全地区内における行為協議書（第1号様式）

(2) 添付図面

位置図

国土地理院発行の地図又は市町村管内図。行為地を赤線で囲み、方位及び縮尺を記入してください。

配置図

次の点に留意してください。

ア 太陽光発電設備及び附帯設備（以下「太陽光発電設備等」といいます。）の配置の状況を記した図面であること。

イ 方位及び縮尺を記入すること。

ウ 太陽電池モジュールの総面積の計算式を記載すること。

エ 保全対策等説明書の記載内容を明らかにするため、太陽電池モジュール、架台、附帯設備等ごとに記号を付し、それぞれのマンセル値を表形式で記載すること。

完成予想図

太陽光発電設備等の完成を予想したカラー、四方向からのパース図面

(3) 添付書類

太陽電池モジュール仕様書

カタログ等太陽電池モジュールの仕様が明らかになるもの

現況写真及びフォトモンタージュ

現況写真の撮影及びフォトモンタージュの作成は、次の要領により作成してください。

ア 現況写真は、重要な眺望、及び圍繞景観への影響が想定される地点から行為地方向を撮影したものとする。

イ 写真は、水平画角65°以上75°以下、垂直画角45°以上55°以下の広角に撮影する（135サイズ（いわゆる35mmフィルムサイズ）では概ね焦点距離28mm～24mmに相当）。同一の撮影地点から連続して撮影された複数の狭角の画像をもとに相当する画像を作成してもよい。

ウ 十分な視程の得られる晴れの日、撮影方向に対して順光又は側光となる時刻に撮影する。

エ 太陽光発電設備等が設置される土地及び隣接する土地が落葉樹に被覆されている場合は、落葉期及び繁葉期のフォトモンタージュを作成する。

* 写真は、雪のない時のものを使用してください。

オ 形成に時間のかかる修景を導入する場合は、太陽光発電設備等の設置直後のフォトモンタージュと修景の形成が完了した時のフォトモンタージュを作成する。
カ 提出する現況写真及びフォトモンタージュ画像(いずれも紙媒体)は、四つ切りサイズ(A4判)に引き延ばし、カラーとする。

現況写真撮影状況説明書

次のア及びイで構成してください。

ア 撮影地点及び撮影方位を示した図面

イ 現況写真ごとに、画角、撮影年月日、撮影時間、天候、視点場の名称及び位置(撮影地点の特定が可能であるよう、撮影地点の写真の添付、撮影地点の緯度及び経度の表示等を行うこと。)撮影方位並びに使用機材を記載した書面

フォトモンタージュ作成作業工程説明書

フォトモンタージュを作成する作業工程の概要が把握できるもの

保全対策等説明書

山梨県環境影響評価等技術指針等を参考にし、次の事項を記載してください。

ア 事業の実施に伴って受ける重要な眺望及び囲繞景観への影響の種類(眺望及び景観の変化、太陽電池モジュール表面の反射光等)及び程度に係る予測の結果

イ 行為者が重要な眺望及び囲繞景観への影響がない、又は、極めて小さいと判断する場合は、その根拠

ウ イにおいて、重要な眺望及び囲繞景観への影響がない、又は、極めて小さいと判断する場合以外の場合にあっては、重要な眺望及び囲繞景観への影響をできる限り回避・低減すること等を目的として検討した保全対策の内容等

(4) 提出部数

正本1部、副本3部(現況写真及びフォトモンタージュについては、別途、電子媒体(CD-R又はDVD-R)を1部)

6 協定の締結

事前協議が整った後、関係市町村長の意見、山梨県環境保全審議会の意見を踏まえた上で、知事と協定を締結します。

様式：世界遺産景観保全地区自然環境保全協定書(第3号様式)

7 届出

協定の締結後、届出を行ってください。

様式：世界遺産景観保全地区内行為届出書

(規則様式第5号(建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の場合))

(1) 行為届出書に添付する図書及び提出部数

協議書に添付した5の(2)(3)の書類を添付してください。

提出部数：正本1部、副本3部

(現況写真及びフォトモンタージュについては、別途、電子媒体(CD-R又はDVD-R)を1部)

8 措置命令等

審査基準に適合せず、世界遺産の歴史上、芸術上又は人類学上の顕著な普遍的価値を保持するための自然環境の保全上、大きな影響を与える可能性のある行為について、当該行為の禁止若しくは制限又は必要な措置の命令(以下「措置命令等」といいます。)及び必要な助言又は勧告等を行うことがあります。

9 協定の締結後・届出後

(1) 事業の変更

協定の締結後又は届出後に実施事業を変更しようとするときは、あらかじめ県に協議してください。

(2) 維持管理

重要な眺望及び困繞景観を保全するために必要となる樹木等の適切な維持管理、その他の措置を事業終了まで継続的に実施するよう努めてください。

(3) 事業終了後の跡地保全

太陽光発電事業の終了に伴って太陽光発電設備等を撤去するときは、土砂の流出、出水等による災害を防止し、跡地を緑化する等して自然環境の保全を適切に図ってください。

【窓口、問い合わせ先】

・山梨県富士・東部林務環境事務所森づくり推進課

〒402-0054 山梨県都留市田原三丁目3番3号

南都留合同庁舎2階

TEL 0554-45-7884 FAX 0554-45-7807

・山梨県森林環境部みどり自然課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

TEL 055-223-1520 FAX 055-223-1507